

42.3.29発行

役場 加治木町
輝邦 印
木江元屋
曾向中吉
担当者者所
集印刷所



かじき

広報

全ご家庭に、もれなく配布

「統一地方選挙と

有権者の心構え

一月二十九日に執行された衆議院議院総選挙は、政治の浄化を大きなネライとして國をあげての肃ムードの中に行なわれました。ですが、県内では相当数の買収供應等の違反が発生しており、明るく正しい選挙運動はまだの感を深くさせられました。

しかし今回の違反者は、世間では有識者と目される特定の人たちによつてなされ、一般有権者にはあまり目だつた事件は見うけられなかつたといふことは、せめても幸いといえましょう。

すでに新聞やテレビ、ラジオ等によつてご承知のとおり、四月にはわたくしたちのもつとも身近な選挙といわれる地方選挙が行なわれます。

四月十五日には県知事、県議会議員の同時選挙、四月二十八日には町議会議員の選挙です。

地方選挙になりますと単に一部の運動員、選挙ボス等といわれる人たちだけでなく、一般的の有権者についても少額の品物や現金によつての買収事件が多く見うけられるのがこれまでの例でした。額はどんなに少なくてこのような行為は選挙違反です。

地方自治は民主政治の基本であるとともに、住民の生活に直接身近に影響をもたらしひいては國の政治を左右するものでありますか

舉にするかは、有権者の姿勢と行動にかかっているわれわれ共同の責任ともいえましょう。

そこで、有権者のすべての人があら、この代表者を選出する選挙が明るく正しく行なわれないといふことは、あらゆる汚職腐敗の主な要因であるといえましょう。

そこであたくしたち有権者は常に、政治に対する強い関心をたかめ、政治意識を強くして、選挙にあたつては今までの悪い習慣や風習のカラを打ち破り、古い義理人情にとらわれず、自分で納得のゆくまで考えて本当の気持ちを卒直に表明できるような環境をつくりなおす心がけが必要です。

▲かねてはしないようなことを、急にするようになつたり、ことばをかけたりしてごきげんをするようなことをする人に、だまされないように気をつけましょう。

▲選挙に關係する人または、すくな投票しましょう。

▲選挙違反になると、立会演説会等あらゆる機会を用いて、候補者の政治感覚や見を勉強しましょう。

▲ラジオ、テレビ、新聞、公報等でこそそやるようなことをかげで絶対に反対しましょう。

▲選挙違反になるようなことをなことに努力をし、協力しないましょう。

▲明るく正しい選挙の運動に積極的に協力することによつてはじめて「明るく正しい選挙」が実現するのではないか。

そのためのみんなが、次のように努力をし、協力しないましょう。

立会演説会の

お知らせ

すべての候補者の面影に接し、政策をじかに聞くことができるの

は立会演説会しかありません。

各候補者を比較検討し直接、

自分自身で判断することができる唯一の機会です。積極的に関心を持

つて聞きに行きましょう。

◎県議会議員選挙任意制立会演説会

四月三日 午後二時から

錦江小講堂 午後二時から

杉城小講堂 午後七時から

票がのばす
票を呼ぶ!
このくら明日を

4月15日(日) 錦江町立会演説会

4月16日(月) 杉城立会演説会

選挙の腐敗
政治の不正・もろい

投票するときの注意

名字と名まえを、はつきり

投票できる人

県知事、県議会議員選挙

○満二十歳以上の日本人で永久

選挙人名簿に登録されている人で

四月十五日まで引き、加治木

町に住所のある人（失格者は除

く）。

○転出した人でも引き鹿児島県

内の他の市町村に住所を移した

人（居住地の市町村長の居住証

明書が必要）。

町議選挙

満二十歳以上の日本人で永久

選挙人名簿に登録されている人

で、四月二十八日まで加治木町

に引き住所のある人（失格者

を除く）。

投票の時間

投票のできる時間は、午前七時

から午後六時までです。ただし次

の投票所は一時間繰り上げて締め

切りの時間は午後五時までです。

時間におくれてあなたの尊い一票

をむだにすることのないように気

をつけてください。

第五投票区 鎮守小学校

第六投票区 ひなば公民館

選挙管理委員会から配られた入

場券をお忘れなく持参ください

万一、入場券をなくしたり、当日

忘れたりしても投票はできますか

らく、投票所の係員にその旨、お話

しください。そのときは何か本人

であることの証明するものを提示してください。

投票所を

まちがわないように

投票は入場券に指定された投票

所でないとできませんので、入場

券をよく見てください。とくに最

近、転居して住所が変わった人は気

をつけてください。

投票の順序は県知事が先

四月十五日の県知事、県議会議

員の選挙は同時選挙ですから、投

票用紙はべつべつ渡します。記

載所はべつべつに分けられています。

代理投票について

投票用紙には自分で書くのが原

則ですが、身体が不自由だったり

目が見えなかったり、字が書けな

いために自分で投票できない人は

代理投票ができますので、投票管

理者に話してください。投票の秘

密は絶対に守られていますから安

心して申し出してください。

○候補者でない者の氏名を記載し
た投票

○ふたり以上の候補者の氏名を記
載した投票

○候補者の氏名のほか他事を記載
した投票

○候補者の氏名を自書しない投票

○候補者のだれを書いたのか確認
したい投票

○単に雑事を記載したり、單に記
号、符号を記載した投票

代理投票について

投票用紙には自分で書くのが原

則ですが、身体が不自由だったり

目が見えなかったり、字が書けな

いために自分で投票できない人は

代理投票ができますので、投票管

理者に話してください。投票の秘

密は絶対に守られていますから安

心して申し出してください。

不在者投票について

選挙当日、投票所に行って投票

できない人は、告示の日から選挙

期日の前日までの間なら、不在者

投票ができます。しかし、その時

には必ず不在者投票をする事由の

証明書が必要です。これがないと

投票できません。証明する人はそ

の事由の種類によって違いますが

所属または関係市町村長、医師

等を指定しています。

県知事、県議の選挙の時には、現

在居住しているところの市町村長

の居住証明書も必要です。

町会議員選挙の場合には、転出

を除く)の土地に転出した人は現

在居住しているところの市町村長

の居住証明書も必要です。

町会議員選挙の場合は、転出

を除く)の土地に転出した人は現

在居住しているところの市町村長

の居住証明書も必要です。

4月15日 知事・県議選挙

4月28日 町議選挙

午前7時から午後6時まで

ふりむくな 選挙のときの義理と金

正しいと はつきりいえる この一票